2026年11月18日

各位

会社名　ベルグアース株式会社
代表者名　代表取締役社長兼CEO兼COO　山口 一彦
（東証スタンダード・コード：１３８３）
問合せ先　執行役員　財務経理本部長　野本 幸代
（ＴＥＬ　０８９５－２０－８２３１）

第三者割当により発行される第１回新株予約権の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026年11月18日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第１回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本資金調達」といいます。）並びに割当予定先との第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．募集の概要

（1）	割当日	2026年12月４日
（2）	新株予約権の総数	3,980個
（3）	発行価額	総額3,689,460円（新株予約権１個につき927円）
（4）	当該発行による潜在株式数	398,000株（新株予約権１個につき100株）
（5）	資金調達の額	1,110,527,460円（差引手取概算額：1,099,027,460円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,689,460円 新株予約権行使による調達額：1,106,838,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
（6）	行使価額	１株当たり2,781円（固定）
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
（8）	その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026年11月18日）時点における当社発行済株式総数（1,613,580株）の10%（161,358株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ③ 新株予約権の取得

	当社は、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ⑤ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

２．募集の目的及び理由

当社グループは、野菜苗の生産を中核事業とし、「良い苗をいつでも・どこでも・いくらでも」という経営方針のもと、使いやすさ及び環境への配慮とともに、お客様のニーズに応じた苗づくりに取り組んでまいりました。当社グループは、閉鎖型育苗施設等の新設による安定的な生産体制の構築及び全国各地のパートナー農場との連携を通じて、事業を拡大しております。また、自社ブランド品種の種子やオリジナル培土等の農業資材の開発、個人のお客様向けの家庭園芸関連サービスの拡充に加え、アジアを中心とした海外市場への展開を進めております。これらの取組を通じて、人々の食と暮らしを豊かにし、日本から世界の農業に革命を興すことができる企業を目指し、企業価値の向上に努めております。

主力事業である野菜苗・苗関連事業（以下「苗事業」といいます。）では、主に果菜類の接ぎ木苗を生産・販売しております。接ぎ木苗の生産には高度な技術及び多額の設備投資を要しますが、年間を通じた納品が可能であり、全国各地の野菜産地やホームセンター等の量販店へ販売網を拡大しております。近年、農家の高齢化や経営規模の拡大に伴い施設栽培が普及し、病害虫対策として接ぎ木苗の利用が増加しております。一方、労働力不足への対応に加え、豪雨や猛暑等の異常気象に対応した苗の供給が課題となっております。こうした事業環境を踏まえ、当社グループは、生産性の向上並びに植物ワクチンや高温耐性を有する品種等の新製品・新技術の開発に取り組んでおります。

当社グループは、苗質の安定化、収益力の回復及び経営基盤の強化に向け、「苗事業の更なる拡大と収益力強化」、「苗事業を起点とした事業領域の拡大」、「新製品・新技術の開発」及び「事業インフラ強化」の４つの戦略を推進しております。また、苗事業を起点として周辺事業への展開を進め、フードバリューチェーンを構築することにより、経営理念である「日本の農業の為になる、役に立つ会社になる事で、農業に革命を興します。ひいてはそれが人々の食と暮らしを豊かにします。」の実現を目指してまいります。

これらの戦略の実行に当たっては、事業拡大に向けた投資に加え、既存事業の生産性及び収益力の向上に向けた投資が必要となります。具体的には、労働力不足への対応及び生産性の向上を目的とする既存設備の改修及び接ぎ木ロボット等の導入、受注・生産・売上を一元管理する基幹システムの開発に係る資金を必要としております。また、本部機能の集約、全国の生産拠点における生産・受注状況の集中管理及びグループ会社間の事業シナジーの強化に向けた拠点開設のための資金も必要となります。さらに、新製品・新技術の研究開発及び事業拡大に向けた積極的なM&Aに係る資金需要があります。

加えて、苗事業は季節変動が大きく、第１四半期には支出が先行し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなる傾向にあることから、季節的な資金需要に対応する運転資金の確保も必要となるところ、これまで当社は、設備等の投資資金については金融機関からの長期借入、運転資金については

短期借入により、必要に応じて調達する方針としており、実行可能な資金計画に基づき有利子負債の返済を進めておりますが、金利水準の上昇に伴い、借入による資金調達コストが増加しております。このため、上記の投資資金及び運転資金の需要に対応するに当たり、借入に依存した資金調達を継続するのではなく、自己資本の拡充により財務基盤を強化する必要があると考えております。自己資本の拡充を通じて、有利子負債による資金調達への依存度を低減するとともに、収益力の回復及び事業の成長に向けた投資を着実に実行することが、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、既存株主をはじめとする投資家等の皆様の利益にも資するものとして、自己資本の拡充を図ることが必要であると判断いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、今回の資金調達に当たり、銀行借入、公募増資及び第三者割当による新株式の発行等を比較検討いたしました。銀行借入については、与信枠に問題はないものの、金利上昇に伴い借入コストが増加していることから、従来の低金利環境を前提とした設備投資等の資金調達のあり方を見直す必要があると考えております。このため、今後の利息負担の増加を抑えつつ、自己資本の充実を図る観点から、直接金融による資金調達が適切であると判断いたしました。また、公募増資については、調達に要する期間及びコストの観点から、今回の資金調達方法として採用しないこととといたしました。一方、第三者割当による新株式の発行については、事業上のシナジーが期待できる引受先を探しておりますが、引受先の選定及び条件の調整等を経て資金調達に至るまでには時間を要すること、希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回は採用しないこととといたしました。

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2026 年 11 月 18 日）時点における当社発行済株式総数（1,613,580 株）の 10%（161,358 株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の 24.67%（398,000 株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流

動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、後述の【本新株予約権の特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も拡がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達を実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

（１）行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は2,781円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から398,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（２）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年11月18日）時点における当社発行済株式総数（1,613,580株）の10%（161,358株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

（３）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権１個当たりにつき本新株予約権１個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者

の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（4）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

（5）本新株予約権の留意事項

① 本新株予約権が全て行使された場合には 398,000 株の新株式が交付されるため、既存株主の皆様の株式価値の希薄化が生じます。

② 割当予定先は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却する方針であることから、当社株式の需給に影響を与え、株価が下落する可能性があります。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

調達する資金の総額	1,110,527,460 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	3,689,460 円
（新株予約権の行使による調達額）	1,106,838,000 円
発行諸費用の概算額	11,500,000 円
差引手取概算額	1,099,027,460 円

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 3,000,000 円、新株予約権評価費用 4,000,000 円、登記関連費用 3,500,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,000,000 円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

3．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
① 設備資金	350	2027年2月～2028年10月
② M&A等による事業の拡大	500	2027年2月～2029年10月
③ 事業拡大に向けた広告宣伝費	60	2027年2月～2028年10月
④ 新技術及び新製品開発のための研究開発費	55	2027年2月～2028年10月
⑤ 運転資金	134	2027年2月～2027年10月
合計	1,099	

（注）1．調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理いたします。

2．本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又

は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金及び銀行からの借入金により充当する予定であります。

３．M&Ａ資金の支出予定期間において、当社が希望する条件の資本業務提携又はM&Ａの案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

４．M&Ａについて、現時点で決定した案件はありません。具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示いたします。

５．今後の状況により、当社を取り巻く環境に変化が生じ、調達資金の使途に重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

① 設備資金

2027 年 10 月期及び 2028 年 10 月期以降に見込まれる主な設備投資の内訳は、以下のとおりであります。

（ⅰ）野菜苗生産設備及び機械等

当社は、愛媛県、長野県、岩手県及び茨城県に所在する直営農場に苗生産設備を保有しており、毎期、定期的な改修や機器の購入等を行う必要があります。また、生産性の向上を目的として、接ぎ木ロボットの導入等を検討しております。これらの設備投資として、2027 年 10 月期に約 100 百万円を予定しております。

（ⅱ）その他設備投資、システム開発費用等

本資金調達による調達資金の一部を、本部拠点の開設に向けた設備投資に充当する予定であります。また、当社グループが独自に開発・導入した生産管理システム及び販売管理システムについて、更なる機能改善及び数値管理等を目的として、既存システムのリニューアルを予定しております。これらの設備投資及びシステム開発費用として、2027 年 10 月期及び 2028 年 10 月期以降に約 250 百万円を予定しております。

② M&Ａ等による事業の拡大

当社は、苗事業及び農業関連事業の拡大に向けて、今後も積極的にM&Ａに取り組む必要があると考えております。M&Ａを通じて、生産・供給体制の強化、販売地域及び顧客基盤の拡大並びに技術・ノウハウの補完を図り、自社単独での事業展開では時間を要する経営資源の獲得と成長機会の確保を目指してまいります。また、当社グループの既存事業との相乗効果を重視し、商品・サービスの拡充や経営資源の有効活用を通じて、競争力及び収益力の向上につなげてまいります。これらのM&Ａに係る資金として、約 500 百万円を予定しております。なお、現時点で決定したM&Ａ案件はありません。具体的な案件が確定した場合は、適切に開示いたします。また、支出予定期間において当社が希望する条件のM&Ａ案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

③ 事業拡大に向けた広告宣伝費

当社グループは、家庭園芸市場における事業拡大を目指し、2027 年 3 月から横浜・上瀬谷で開催される「2027 年国際園芸博覧会」に出展いたします。展示や体験を通じて、人と自然の力が重なり合い、ひとつの果実が実るまでのつながりを伝え、来場者が家庭園芸に一歩踏み出し、食と命の大切さを実感する機会の創出を図ってまいります。

また、本出展を契機として、今後はＩＲ活動の強化を図ってまいります。これまで、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して十分な情報発信ができておりませんでしたが、中期経営計画や株主総会情報に加え、グループ各社の取組等についても定期的に情報発信を行うため、ホームページのリニューアルやＩＲ支援サービス等の活用に取り組んでまいります。これらの広告宣伝費及びＩＲ費用として、2027 年 10 月期以降に約 60 百万円を予定しております。

④ 新技術及び新製品開発のための研究開発費

（ⅰ）植物ワクチンの開発及びワクチン苗の普及

当社連結子会社のベルグ福島株式会社は、植物ワクチンの開発・製造を行っており、2022 年 10 月期から研究開発事業を実施しております。植物ワクチンは、化学農薬に依存しない効果的な防除対策の実現、環境に配慮した安定的な生産活動及び生産物の品質向上への貢献が期待される技術であります。

植物ワクチンの開発には、種類に応じて５年から 10 年を要し、継続的に開発費用が発生いたします。当社負担分として、ワクチン苗の普及に向けた全国の主要産地への営業活動及び実証試験等に係る費用を約 20 百万円と見込んでおります。

（ⅱ）独自種子開発、苗製品・技術開発

当社の研究開発部門は、生産者及び家庭園芸愛好家向けの高付加価値商品と総合的な提案による差別化を図るため、当社関連会社の種子メーカーである株式会社むさしのタネとともに、独自品種の開発を行っております。また、近年の異常気象による生産への影響を踏まえ、気候変動に対応した品種の開発や、安定生産に資する生産資材の探索・評価に取り組み、生産性・品質の向上及び苗の付加価値化を図ってまいります。研究開発は、自社での取組に加え、大学及び公立研究機関との連携により進めてまいります。これらに要する設備投資以外の費用として、人件費 30 百万円及び研究用機器の購入等に係る費用５百万円の合計で、年間約 35 百万円を予定しております。

⑤ 運転資金

当社の主たる事業である苗事業は、受注後、生産開始から出荷までに一定の期間を要します。また、売掛金の回収期間は30日から120日であり、資金回収が長期にわたる場合があります。加えて、季節変動が大きく、11月から2月及び5月から6月は、売上の減少に伴い入金が減少する一方、繁忙期に向けた原材料の調達や期間雇用に伴う支払いが増加いたします。現在、運転資金は金融機関からの借入等により賄っておりますが、近年、金利上昇が続いていることから、今後の返済負担及び借入コストの増大を抑制するため、本資金調達による調達資金の一部を運転資金に充当することを考えております。

４．資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達した資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社グループの更なる業容の拡大及び中長期的な収益力の向上を図ると共に、資金調達手法の多様化及び自己資本の充実を実現し、財務基盤を一層強固なものとすることで、株主価値の向上に資するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目２番５号、代表取締役社長　野口真人、以下「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。

プルータス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、資金調達目的での発行であることから、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当先の行動としては、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、１回あたり 12 個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であ

り有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の１個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の 927 円（１株当たり 9.27 円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(2026 年 11 月 17 日)の終値 3,090 円を参考として終値の 90%に当たる（１円未満の端数切り上げ）１株 2,781 円（ディスカウント率 10%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの１ヶ月間の終値平均 3,063 円に対する乖離率は-9.21%、当該直前営業日までの３ヶ月間の終値平均 3,035 円に対する乖離率は-8.37%、当該直前営業日までの６ヶ月間の終値平均 2,976 円に対する乖離率は-6.55%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去１か月平均、３か月平均、６か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。また、行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、2026 年 10 月期は黒字化する見込みではあるものの、2024 年 10 月期及び 2025 年 10 月期における２期連続の経常損失の発生等を考慮し、一方で本新株予約権の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、本新株予約権の割当予定先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、本新株予約権の割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第 238 条第３項第２号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査役３名（うち２名は社外監査役）全員から、プルータス社は当社と顧問契約関係等になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権の評価については、一般的な算定実務に照らして合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 398,000 株であり、2026 年 10 月 31 日現在の当社発行済株式総数 1,613,580 株に対し 24.67%（2026 年 10 月 31 日現在の当社議決権個数 16,080 個に対しては 24.75%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、１株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本資金調達においては、株式の希薄化による株価への影響を可能な限り抑制するため、以下の措置を講じております。第一に、前述の【本新株予約権の特徴について】「（２）行使制限条項」に記載のとおり、本新株予約権には一度に大量の行使が行われることを制限する行使制限条項が設けられております。加えて、割当予定先であるマイルストーン社は、下記「６．割当予定先の選定理由等（２）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、同様の新株予約権を数多く割当てられている投資家であり、株式の売買に関しては十分な経験を有しております。マイルストーン社は、市場の流動性や、新株予約権を行使して取得した株式のコストを意識したうえで、市場に与える影響を考慮し、保有する株式を市場の出来高に応じて順次市場で売却する方針であり、行使によって取得した株式を売却後に次の行使を行う方針であると聴取しております。そのため、市場に対して短期的な株式の大量供給が生じる可能性は低く、市場への悪影響は限定的であると考えております。第二に、本新株予約権には取得条項が付されており、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなど資金ニーズが変化した場合は、当社が未行使の新株予約権を取得することが可能であり、不要な希薄化を抑制する柔軟性を確保しております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、１株当たり 2,781 円であります。これは 2025 年 10 月期の１株当たり純資産 1,322 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、１株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去３期の１株当たり当期純利益は、2023 年 10 月期 50.86 円、2024 年 10 月期 25.00 円、2025 年 10 月期 30.22 円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（1）	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
（2）	所在地	東京都千代田区大手町一丁目６番１号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
（4）	事業内容	投資事業
（5）	資本金	10百万円
（6）	設立年月日	2012年２月１日（注）
（7）	発行済株式数	200株
（8）	決算期	１月31日
（9）	従業員数	４人
(10)	主要取引先	株式会社ＳＢＩ証券
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2024 年１月期	2025 年１月期	2026 年１月期
純資産	2,965	3,552	4,696
総資産	4,243	4,610	5,097
１株当たり純資産（円）	14,826,852	17,763,725	23,480,730
売上高	2,271	4,046	6,500
営業利益	154	1,001	1,429
経常利益	163	1,011	1,447
当期純利益	207	587	1,143
１株当たり当期純利益(円)	1,035,182	2,936,872	5,717,005
１株当たり配当金(円)	－	－	－

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012 年２月１日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（2009 年２月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

※ 当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番８号、代表取締役社長荒川一枝）に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、2017 年 12 月に行った決算説明会を通じてマイルストーン社より依頼された面談を行い、以後情報交換を続けておりました。その後、2026 年２月頃より新株予約権を活用した資金調達について協議及び交渉を開始し、2026 年９月に本資金調達の概要について合意いたしました。これをもって当社は、2026 年 11 月 18 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009 年２月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約 69 社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「２．募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、理論上は同社が当社の主要株主となりますが、同社からは、将来にわたり、総株主等の議決権の 10%以上を保有する主要株主とならない範囲で、本新株予約権の行使及び行使によって取得した株式の売却を行う方針であることを伺っております。また、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止

するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

（3）割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2025 年２月１日から 2026 年１月 31 日に係るマイルストーン社の第 14 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 6,500 百万円、営業利益が 1,429 百万円、経常利益が 1,447 百万円、当期純利益が 1,143 百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2026 年１月 31 日現在の純資産が 4,696 百万円、総資産が 5,097 百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の残高照会の写しを受領し、2026 年 10 月 26 日現在の預金残高が 782 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

（5）その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結予定の本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

７．募集前の大株主及び持株比率

募集前（2026 年 10 月 31 日現在）	
山口　一彦	8.58%
アグリビジネス投資育成株式会社	7.04%
株式会社伊予銀行	3.72%
ベルグアース共栄会	3.49%
ＯＡＴアグリオ株式会社	3.10%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.43%
松岡　馨	2.22%
ベルグアース従業員持株会	1.73%
トキタ種苗株式会社	1.69%
山口　眞由子	1.57%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

２．募集前の大株主及び持株比率は、2026 年 10 月 31 日時点の株主名簿を基準としており、発行済株式総数から自己株式数（377 株）を控除した株式数に対する割合を記載しております。

３．今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2026年12月４日から2028年12月３日までの発行後２年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

４．本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

８．今後の見通し

現在のところ、本資金調達が当社の 2027 年 10 月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件の第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

（千円）

	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
売上高	7,061,165	7,094,887	7,303,461
営業利益	76,614	22,459	△32,624
経常利益	106,604	△16,125	△28,887
当期純利益	78,032	39,936	48,327
１株当たり当期純利益（円）	50.86	25.00	30.22
１株当たり配当金（円）	10	10	10
１株当たり純資産（円）	1,273.11	1,293.88	1,322.13

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年10月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,613,580株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
始　　値	2,764円	3,190円	3,065円
高　　値	3,475円	3,465円	3,930円
安　　値	2,755円	2,761円	2,830円
終　　値	3,190円	3,060円	2,976円

②　最近６か月間の状況

	６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　　値	2,890円	2,875円	3,000円	2,996円	3,045円	3,035円
高　　値	2,891円	3,045円	3,050円	3,080円	3,100円	3,120円
安　　値	2,825円	2,859円	2,986円	2,979円	3,010円	2,980円
終　　値	2,875円	3,020円	2,996円	3,045円	3,025円	3,090円

（注）2026年11月の状況につきましては、2026年11月17日現在で表示しております。

③　発行決議日前営業日株価

	2026年11月17日
始　　値	3,090円
高　　値	3,100円
安　　値	3,075円
終　　値	3,090円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10．発行要項

ベルグアース株式会社第１回新株予約権

発行要項

１．新株予約権の名称 ベルグアース株式会社第１回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額 金3,689,460円

３．申込期日 2026年12月４日

４．割当日及び払込期日 2026年12月４日

５． 募集の方法 第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

６．新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式398,000株とする（本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者の新株予約権（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数 3,980個

８．本新株予約権１個あたりの払込金額 金927円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、2,781円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、当社又は当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行又は付与する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を

調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月４日から 2028 年 12 月３日（但し、2028 年 12 月３日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の１ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026 年 11 月 18 日）時点における当社発行済株式総数（1,613,580 株）の 10%（161,358 株）（但し、第 10 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%(但し、第 10 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約

権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他行使請求に必要な事項の全部を記載したうえ、第11　項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する全ての書類が不備なく行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

ベルグアース株式会社　経理ＩＲ部
愛媛県宇和島市津島町北灘甲 88 番地１

21. 払込取扱場所

株式会社伊予銀行　宇和島支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 927 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2026 年 11 月 17 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,090 円に 0.9 を乗じて得た金額（１円未満の端数は切り上げる。）とした。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以　上